

市民病院における行政財産の目的外使用許可について

1 施設の使用許可

市民病院では、患者の療養環境の向上や職員の福利厚生観点から、病院経営局公有財産規程（以下「規程」という。）に基づき、コンビニエンスストア、レストラン、喫茶室、売店、理容室等について、目的外使用を許可しています。

2 使用料の設定

使用料は、規程に基づき、使用面積に応じて算出しています。また、患者の療養環境向上など、病院運営上の必要性から、規程に基づき使用料を減額又は免除することができるとしています。

【使用料の減免】規程第14条第1項第5号の規定に基づく病院事業管理者が特に必要と認める場合

項 目	内 容	減免率
病院からの設置要望	病院の要望により設置する場合等	100%
患者等の利便性向上	患者等来院者の利便性を向上することができる施設等を設置する場合等	75%
職員の福利厚生	職員の福利厚生を向上させることができる職員料金等の設定や職員専用サービス等の設定をする場合	50%
営業上の制約	病院内のため特に利用者が限定され、営業上の制約が大きい場合等	50%
病院要望サービス等の提供	病院から要望されたサービス、物品を提供する場合	25%
その他	その他特に減免が認められる場合	25%

毎年度の使用許可に当たり、上記の基準に該当する場合は、基準に定める減免率と各施設の経営状況を踏まえて減免額を定め、使用料を設定しています。

3 使用許可の状況

現在の使用許可の状況は次の表のとおりとなっています。

施 設	面積 (㎡)	26年度使用料			収支実績		
		年額使用料 (円) (使用料算定額)	年額使用料 /㎡ (円)	減免率 (%)	年間売上 (円) 期間	年間経費 (円)	年間収支 (円)
コンビニエンスストア	154.31	4,800,000 (2,797,200)	31,106	0.0	227,891,553 25.4.1-26.3.31	報告を求めている	報告を求めている
レストラン	247.50	1,212,000 (4,850,004)	4,897	75.0	38,718,572 25.7.1-26.6.30	38,988,969	▲ 270,397
喫茶室	60.80	297,600 (1,191,420)	4,895	75.0	18,987,150 25.7.1-26.6.30	18,847,395	139,755
売店	27.66	405,600 (542,016)	14,664	25.0	32,905,645 25.1.1-25.12.31	29,968,204	2,937,441
理容室	14.12	48,000 (276,684)	3,399	82.0	1,720,700 25.1.1-25.12.31	93,722	1,626,978

※ 使用料算定額は、横浜市病院経営局公有財産規程に基づく算定です。

※ 売店の年間経費には、許可申請者の人件費は含まれていません。

※ 理容室の年間経費には、人件費が含まれていません。

4 今後の方針

病院運営上の必要性や、各施設の経営状況などを勘案したうえで、引き続き使用料の適正化を図っていきます。